

## 上ノ国町ちよつと暮らし住宅貸付事業実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、上ノ国町（以下「町」という。）に移住を検討している者を対象として、町内で生活を短期間体験できる機会を設けるための住宅を提供し、町への移住・定住を促進することにより、地域社会の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 移住希望者 町への移住を希望する者のうち、町の移住担当窓口を通じて移住しようとする者（転勤又は婚姻による転入者及び就業未経験者は除く。）

(2) ちよつと暮らし住宅（以下「住宅」という。） 日常生活を営むための家具、電化製品などを備え、手軽に生活を体験できるよう町が貸し付ける住宅

(ちよつと暮らし住宅)

**第3条** この要綱で規定するちよつと暮らし住宅は、次のとおりとする。

名称	住所	建設年	構造	面積
ちよつと暮らし住宅 (ゆのたい)	上ノ国町字湯ノ岱253-1	平成12年	木造平屋建 3DK	75.98㎡
ちよつと暮らし住宅 (いしざき)	上ノ国町字石崎283-4	平成16年	木造平屋建 3DK	75.98㎡

(借用申請)

**第4条** 住宅の借受けを希望する移住希望者（以下「借受者」という。）は、上ノ国町ちよつと暮らし住宅借用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(借用許可)

**第5条** 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、上ノ国町ちよつと暮らし住宅借用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。

2 前項の規定により許可する場合には、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条に規定する契約として借用期間の更新がない旨を通知する。

(契約)

**第6条** 許可書の交付を受けた借受者は、上ノ国町ちよつと暮らし住宅定期賃貸借契約書（様式第3号。以下「契約書」という。）を町長と締結し、住宅を借り受けるものとする。

(契約期間)

**第7条** 住宅の契約期間は、7日以上30日以内とし、前条に規定する契約書において定める。

(住宅賃料の額)

**第8条** 住宅の賃料（以下「住宅賃料」という。）は、日額1500円とし、日額に契約期間の日数を乗じた額とする。

2 住宅賃料には、住宅借上料、光熱水費（電気料、ガス代、灯油代、上下水道料）、放送受信料及びインターネット回線使用料を含むものとし、これ以外は借受者の負担とする。

(住宅賃料の納付及び還付)

**第9条** 借受者は、前条の規定により算出された住宅賃料を前納しなければならない。

- 2 住宅賃料は、次の各号に規定する場合に限り当該各号に定める額を還付するものとする。
- (1) 天災事変、借受者又は親族の疾病、その他借受者の責めに帰することができない理由により借用できなくなった場合 既に納付した住宅賃料から借用済期間分の料金を差し引いた差額の全額
  - (2) 町長が特に必要と認め、契約期間を短縮した場合 既に納付した住宅賃料から借用済期間分の料金を差し引いた差額の全額
  - (3) その他町長が特に止むを得ない事由があるものと認めた場合 町長が適当と認めた額 (借受者の遵守事項)

**第10条** 借受者は、住宅賃料を納めた後に、町長から当該施設の鍵を受け取り、施設を借受けるものとする。この場合において、借受者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど施設を善良に管理すること。なお、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取扱に注意するとともに水道の凍結防止に配慮すること及び備付けの備品等を適切に取り扱うこと。
- (3) 施設周りの除草や除雪を適宜行い、施設を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 住宅の契約期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を町長に返却すること。
- (6) その他、施設の借用に関し町長が必要と認める事項 (制限される行為)

**第11条** 借受者は、住宅において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 就業すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (7) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) 施設の全部又は一部を転貸、又は権利を譲渡すること。
- (9) その他施設の借用にふさわしくない行為をすること。

(借用許可の取消し)

**第12条** 町長は、借受者が前2条の規定に違反する行為があったと認めたときは住宅の借用許可を取消することができる。

(明渡し)

**第13条** 借受者は、契約期間が終了する日まで又は前条の規定に基づき借用許可が取消された場合にあつては、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、借受者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

2 借受者は、明渡し日を事前に町長に連絡しなければならない。

(立入り)

**第14条** 町長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他住宅の管理上特に必要があるときは、借受者の承諾を得ずに住宅内に立ち入ることができる。

2 借受者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできないものとする。

(損害賠償)

**第15条** 借受者は、故意又は過失により住宅及び設備等を破損、汚損及び滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特に止むを得ない事由があると認めた場合には、この限りでない。

2 前項に規定する住宅又は設備等を破損、汚損、滅失したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

(事故免責)

**第16条** 町長は、住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した事故に関して一切の責任を負わないものとする。

(その他)

**第17条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

**附 則**

この要綱は平成29年5月1日から施行する。